

京都市告示第4 1 4号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第5 8条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第5 8条の1 1の規定により、次のとおり告示します。

令和4年10月11日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
西村 光代	認可外保育施設	光保育園	京都府京都市山科区 御陵大津畑町 38-1	R4. 3. 31
植田 真由美	認可外保育施設 ※	植田 真由美	京都市右京区	R4. 4. 1
株式会社 Life youth	認可外保育施設	ほほえみ保育園 祇園園	京都市東山区古門前 通り大和大路東入元 町 369 番地 セント エルモ三条 B 1	R4. 7. 1
山田 京子	認可外保育施設 ※	山田 京子	京都市中京区	R4. 7. 4
小倉 裕香	認可外保育施設 ※	小倉 裕香	京都市上京区	R4. 7. 13
金野 沙織	認可外保育施設 ※	金野 沙織	京都市北区	R4. 10. 16
末広 麻里子	認可外保育施設 ※	末広 麻里子	京都市左京区	R4. 10. 21

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)